

大阪市地域防災計画修正案の概要
～ 主な改訂内容 ～

主に3つの観点 『市民にとってより具体的にわかりやすく』
『社会情勢の変化の反映』
『新たな知見の反映』

下記のページ番号は、新旧対照表のページ番号をあらわす。

震災対策編	第1部 総則	地震被害想定・・・H17～H18に実施した被害想定の結果を反映した。想定する地震の規模が大きくなったため、上町断層帯地震では、建物の全半壊が約10万棟増加（約27.7万棟）、死者数が約2,300人増加（約8,500人）、避難生活者数が約4万人増加（約34万人）している。【P10～17】
	第2部 災害予防計画	建築物の耐震化・・・今年度策定予定の「大阪市耐震改修促進計画」の概要を記述し、民間住宅や市設建築物の耐震化の目標をあげるなど、今後の耐震化・不燃化の取り組みの方針を掲げた。【P46～48】
		ライフラインの耐震化・・・ライフラインとして重要な水道、下水道、電気、ガス、電話の各施設について、管理者における耐震化、耐水化（津波対策）、多重化など、より具体的な取り組みを掲げた。【P49～59】（第3部にも、各管理者の災害応急対策の考え方を示した。【P210～224】）
		地域防災力の向上・・・「自助」「共助」の重要性の観点より、市民ひとりひとりの災害に対する意識の高まりから地域の自主防災力が向上することを目指し、地域特性に応じた実践的な訓練実施への支援、19年度に作成した市民防災マニュアルの利活用、地域防災リーダー活動マニュアルの作成など新たな取り組みを掲げた。また、災害時要援護者への支援対策についても、地域の実情に応じた対応ができるよう、地域住民が主体となった支援体制を整備していくことを掲げた。【P70～72, P77～78, P82】
		物資供給計画・・・新たな被害想定に基づく避難生活者数34万人に対応した水・食糧等の備蓄計画を掲げた。【P98～103】
		帰宅困難者対策・・・新たな被害想定の結果を反映するとともに、協定締結による徒歩帰宅者への支援、企業・事業者などの対策推進、代替輸送体制の整備などについて新たに掲げた。【P96～97】（第3部にも支援の方向性を示した。【P165～166】）
		危機管理総合情報システム・・・現行の防災行政無線や都市防災情報システムの更新にあわせ、これらの機能を融合・発展させた総合的な情報システムの構築・導入に向けた取り組みを進めることを掲げた。【P112～113】
	地震防災戦略・・・大規模地震の被害想定をもとに、達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す減災目標と、減災目標を達成するための具体目標から構成される「大阪市地震防災戦略」を策定することを掲げた。【P116】	
	第3部 災害応急対策計画	災害対策本部員等の代行者・・・より迅速な初期初動体制を確立するため、市災害対策本部の本部員と区災害対策本部の本部長（緊急本部、警戒本部も同様）について、臨時的に権限を行使できる代行者をあらかじめ定め、危機管理室に報告することを掲げた。【P122～128】
		動員計画・・・職員の自動参集基準を見直した。これまでは、震度5弱以上で1号動員（全員）、震度4で4号動員（必要数の職員）であったものを、震度6弱以上で1号動員（全員）、震度5強で2号動員（職員の1/2）、震度5弱で3号動員（職員の1/4）、震度4で4号動員（必要数の職員）と細分化した。また、参集の免除者に関する項目を削除した。【P139～141】
医療・救護計画・・・災害派遣医療チーム（DMAT）の活動について新たに掲げた。また、ここ数年に起こった大規模災害における対応を踏まえ、保健師などによる健康相談の派遣体制や実施について、より具体的に示した。【P197～201】		
第4部 災害復旧計画	ライフラインの復旧・・・ライフラインの復旧について、関係機関が連携し応急復旧の調整を行うことを掲げた。【P266】	
	復興計画・・・各局や関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていくための基本方針を掲げた。【P266～267】	
風水害等対策編 東南海・南海地震防災対策推進計画	震災対策編と共通事項のみ修正	